

北海道告示第 10568 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 2 年 3 月 2 日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和元年 11 月 1 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ万代店

函館市万代町 1 番 16 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成

札幌市中央区北 8 条西 21 丁目 1 番 10 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) グルメシティ万代店

函館市万代町 1 番 16 号

(変更後) マックスバリュ万代店

函館市万代町 1 番 16 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ダイエー	代表取締役 近澤 靖英	神戸市中央区港島中町 4 丁目 1 番 1
株式会社はこだて柳屋	代表取締役 若杉 充宏	函館市万代町 3 番 13 号
株式会社エムワイメディカル	代表取締役 八代 元一	函館市山の手 1 丁目 41 番 11 号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北 8 条西 21 丁目 1 番 10 号
株式会社エムワイメディカル	代表取締役 八代 元一	函館市山の手 1 丁目 41 番 11 号

(4) 変更年月日

平成 27 年 9 月 1 日

(5) 変更する理由

ア 店舗承継に伴い設置者及び店舗名称を変更のため

イ 小売業者変更のため

2 届出年月日

令和元年9月11日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和元年11月1日(金)から令和2年3月2日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで